

財務省からのお知らせ

インターネット等を利用した通信販売により たばこを販売する場合の手続等について

インターネット等を利用した通信販売によるたばこの販売については、たばこ事業法の規定により、以下のように取り扱うこととしておりますので、ご留意願います。

1. インターネット等の通信販売による製造たばこの販売にかかる年齢確認等について

財務省では、20歳未満の者の喫煙防止のため、年齢識別をより確実にを行う必要があることから、インターネット等を利用した通信販売（郵便、電子メール、電話、ファクシミリ等の情報通信手段により注文を受けて行う販売を含む。以下同じ。）により製造たばこを販売する小売販売業者について、あらかじめ公的な証明書により購入希望者が20歳以上の者であることの確認を行った上で、当該購入希望者が当該証明書に記載された者と同じの者であることを確認して販売することを小売販売業の許可の条件とすることとし、この許可条件に従わない場合には、たばこ事業法の規定に基づき営業停止又は許可の取消を行うこととなります。

このように、インターネット等を利用したたばこの通信販売を行う場合には、この許可条件の付与が必要となるため、通信販売をお考えの場合には、所轄する財務（支）局にご連絡ください。

なお、通信販売に係る留意点として、受注行為は、たばこ事業法第22条により一般小売販売業の許可を得ている営業所内とする必要があり、また、商品の配送コストはたばこ事業法第36条の規定を踏まえ、購入者負担としていただくことが必要です。

2. インターネット等におけるたばこ広告規制について

たばこ事業法第40条（広告に関する勧告等）に基づく、「製造たばこに係る広告を行う際の指針（平成16年3月財務省告示）」（以下「広告指針」という。）では、「テレビ、ラジオ及びウェブサイト等におけるたばこ広告」について、「二十歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこと。」とされており、20歳以上の者のみが閲覧可能な措置が講じられていることが必要となります。

なお、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布に際しても、広告指針に「二十歳以上の者に限定して行うこと。また、郵送等による場合を除き、たばこの販売場所、喫煙所又は二十歳以上の者のみが利用する場所において行うこと。」と規定されています。20歳未満の者が手にすることのないよう、20歳以上の者に限定して行う必要があります。